

国際秩序と中国

はじめに

米国にトランプ政権が発足（2017年）して以来、中国が国際秩序を脅かす「問題国」という見方はすっかり定着した感がある。領海法を制定して南シナ海全域を領海とし、西沙、南沙諸島の係争中の島嶼を一方的に埋め立て、基地建設を続けた。2019年8月には沿岸から対艦ミサイルDF21、グアムまで届くDF26の発射実験を行った。楊潔篪外交部長（当時）は、懸念を示すASEAN諸国との協議で、「ASEANは小国、中国は大国」（2011年）と、主権平等原則を無視する態度をみせた。フィリピンが提訴した国際仲裁裁判所が中国の

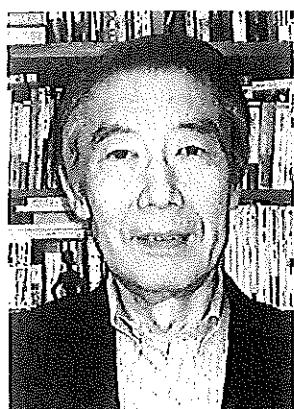
領海の主張を無効とする判決を下した際には、王毅外交部長は「紙屑」と一蹴した（2016年）。対外経済関係でも、産業補助金、知的財産権の侵害、技術の強制移転（R&Dやデータセンターの中国内設置、ソースコード開示要求）や窃取、あるいは不透明な資本移動や為替規制が不信の目で見られている。一帯一路構想（BRI）で急速に拡大する途上国融資では、採算性、債務返済能力からみた持続性（「債務の罠」不安）、被援助国の経済発展や社会的安定への配慮など国際規範の無視が問題にされる。こうして中国の粗野な言動が中国脅威論をいやが上にも煽っている。

ところで中国の言動の何が国際秩序にとつ

て問題なのか？ 例えば米国の対応にも問題があることはしばしば指摘されている。確かにこの間、中国が「問題」とされたプロセスには、妙な既視感がある^①。例えば、1980年代、米国は日米の貿易不均衡に不満を強め、米国には日本異質論が吹き荒れ、日本叩きが横行した。日本は同盟国であることを基礎に内需拡大や輸出自主規制などで凌いだが、米国外交には問題解決が難しい相手を「異質」とみてこれを改造するか、排除しようとする体質がある。遡ればそれは冷戦発生期に非妥協的なソ連に直面

なや・まさづく
1946年生。上智大学大学院（国際関係論専攻）博士後期課程単位取得退学。上智大学外国语学部教授、一橋大学大学院法学研究科教授、青山学院大学国際政治経済学部教授などを経て、現在、一橋大学名誉教授、上智大学国際関係研究所特任教授。
著書に『国際紛争と予防外交』（有斐閣、2003年）、『聞き書き 緒方貞子回顧録』（野林健と共編。岩波書店、2015年）等。

profile



し、ソ連を「病原菌」のようみて「検疫」のような排除政策をとった時の頑なさ、非妥協的な行動にも通じていよう。このように国際秩序は、時代の主要国の了解による相対的なものであるから、中国の問題はそもそも今日の国際秩序はどうあるべきか、と

いう問い合わせられているのである。本稿では、国際秩序の基本枠組みを考え、それに従つて中国の言動が国際社会で引き起こす軋轢、摩擦の国内的な背景を探り、その上で現代の国際秩序にどのようなシナリオが考えられるかを考察する。

1、国際秩序の枠組み

秩序とは、国家間の相互作用が安定し、何らかのパターン（予測可能性）がみられる状態、をいう。冷戦が一段落した1965年、世界の国際関係研究者がローマに集まり「世界秩序」に関するシンポジウムを開催した。仏の社会学者のR・アロンが基調講演を行ったが、彼は国際秩序が無政府関係に規定されざるを得ないという基本枠組みを示した。当時の秩序を象徴的に核戦力（超大国の抑止関係）、戦車（正規軍、国防と治安）、機関銃（不正義への反抗）の間の弁証的関係に規定された上で、主に核抑止の含意を論じた。これは冷戦期アメリカで発展した国際政治学、とくに現実主義の考え方とほぼ重なっており、今日

に至るまで、国際秩序は「力の分布」を基礎に論じられる（勢力均衡、抑止論、軍備競争など）。その動態については、G・オーガンスキが早くに示した「力の移行〔power transition〕」論が基本枠組みとなり、今日でも中国台頭をめぐる議論は変数を追加しながらこの枠組みで議論されている。

ところで緊張度の高い時代には、秩序を力関係で近似してもそれほど齟齬がない。しかし国際秩序も「社会」の秩序である以上、強制だけでなくなにがしかの同意に依存する。社会が持続するのに必要な原則、規範が受容され、一定の正統性を獲得しない限り秩序の持続、安定は難しいからである。この側面の議論は、第一次大戦前の最初のグローバル化から戦後の1920年代にかけ、英國で展開された最初の国際関係論で相互依存、機能的協力、制度論として始まっていた。第二次大戦後、国際政治学は力関係重視の現実主義からスタートしたといわれるが、その創始者の一人であるE.H.カーラーは「力の現実」を強調しながら、同時に利益（経済）、世論（道義、価値）も秩序形成の要因として重視していたのである（E.H.カーラーはドイツに対する力（軍事的対抗）と利益・道義（宥和）の間で苦悩した）。利益、世論（規範、価値）の側面は、戦後米国では自由主義Liberalismと呼ばれるアプローチで発展したが、冷戦政策を主導し、政策論、戦略論志向が強かつた米国では、リベラルの議論は「戦争がない限り」、漸進的に実現される長期目標と見なされがちだった。国際社会は規範や制度の実効性が最終的に担保されない「政府なき社会」であるから、今日にいたるまで国際秩序論は宿命的に社会の緊張度によって力関係中心の議論と規範、制度の議論を使い分けざるを得ないところがある。

冷戦が終わり、大戦争が遠のく一方、米英など主要国の規制緩和によって金融経済化が急速に進み、資本の流れが旧東側諸国も含むグローバルな市場経済を実現すると、

国際秩序を力関係（とくに軍事力）だけで捉えられるのかという疑問は三度強まつた。規範、価値、秩序の正統性をめぐる議論が活発化し、例えば力関係と規範・制度をバランスよく捉える枠組みの一つとして、E. ゴーは「力の移行」ではなく「秩序の移行」論を提案する。⁽⁶⁾ この枠組みは、力関係の変化と、それに伴って生じる規範、制度、価値（社会契約 social compact）の再交渉によって規定されるという。秩序の

正統性は、合意される規範、制度がいかに多くの諸国に受け入れられるかにかかるから、秩序は有力国の「ボス交渉」だけでは決まらない。それは、階層をなす関係国との他国に対する共謀・連携（complicity）と妨害・拘束・封じ込め（resistance）の相互作用を通じ、多層的な利害の均衡として成立するとされる。この枠組みは力関係だけの検討とどういう違いを生むだろうか。

2. 中国の台頭

力の分布は変化するものであり、近代以降の国際政治の歴史は「大国の興亡」として描かれることが多い。これは工業化の結果、国力が農業経済にはみられないほど急速に変化するようになつたからであり、かつて描かれることが多い。

工業化離陸の時期が異なるからである。

高成長はやがてピークに達し、後発国はキャッチアップする。中国の台頭は、その最新版である。

中国の高度成長も共産党支配の社会主义体制の下で、人民公社中心の農業集団化によつて資本を集約し、工業化に乗りだした点で近代化の一つのバリエーションである。

ただ1949年の中華人民共和国の誕生以来、社会主義体制（1953年以降）下の工業化は農業の荒廃と政治の混乱で経済成長に繋がらず、むしろ長い停滞を経験した。

中国が高度成長を遂げたのは、鄧小平による改革開放政策（1978年）以後である。中国の体制は社会主義（私的所有權否定）の下で計画経済に部分的に「市場」を導入する「社会主义市場経済」という性格付けて定着した（「中国的な特色ある社会主義」、1982年12回党大会）。当初は、農業における人民公社の廃止と自留地、また農・工業における請負制によって私的利益の誘因を導入し、また社会主義体制の例外として経済特区を設け外資導入、輸出の規制を撤廃するところから出発した。この結果、中国の教育水準や学習・模倣能力の高さ、経済活動参入への強烈な意欲もあり、大衆レベルで雪崩を打つような市場経済参加が生じ、独自の経済的エコシステムが形成された。丸川知雄が国家資本主義ならぬ「大衆資本主義」として性格づけたものである。⁽⁷⁾ これこそが中国の高度成長の原動力となつた。

その特徴は、製造業における中間財の細かな分業とそこでの小規模企業間の競争による調達コストの低下、産業競争力の強化にある。製品の開発・製造工程を一企業が囲い込まずオープンにすることで、模造品さえ製造する零細業者も革新的技術を持つベンチャーもその過程に参入できる。莫大

国際秩序をめぐる米中の対立と協調

連載

な開発費、起業コストが不要だからである。しかしこの経済は無法の闇経済というわけではなく、一つのエコシステムとして組織されている。梶谷は、そのメカニズムとして製品の設計図、データ、ソフトウエアなどを公開して自由な改変を促すオープンソースハードウエアの生産企業、部品企業、資金のマッチングを行うデザインハウス、信用取引が未発達な中国で取引完了をもつて支払いが実行される独自決済システム（アリペイ）などを挙げる。民営企業には、華為技術など生産工程を一社で囲い込む従来型新興民営巨大企業群もあるが、中国経済に爆發的な活力を与えたのは、中小企業の衆資本主義であった。

中国の高度成長については、早くからP・クリーブマンなどが要素投入（土地、政府の投資、外資、低廉な農民工）の拡大による成長であって、その持続性に疑問を呈していた。それは開発経済の常識的な見方であつたろう。中国も、大不況を知らずに高度成長を遂げたソ連が1970年代後半に入つて急速に成長率が落ち1980年代に入つたパターンを辿る可能性はある。今のところは「絶望的停滞」（ゴルバチョフ）に陥った。

な開発費、起業コストが不要だからである。しかしこの経済は無法の闇経済というわけではなく、一つのエコシステムとして組織されている。梶谷は、そのメカニズムとして製品の設計図、データ、ソフトウエアなどを公開して自由な改変を促すオープンソースハードウエアの生産企業、部品企業、資

金のマッチングを行うデザインハウス、信用取引が未発達な中国で取引完了をもつて支払いが実行される独自決済システム（アリペイ）などを挙げる。民営企業には、華為技術など生産工程を一社で囲い込む従来型新興民営巨大企業群もあるが、中国経済に爆發的な活力を与えたのは、中小企業の衆資本主義であった。

市場経済の強みは資源配分の効率性にあるが、その効率の追求はK・ポラニーを待つまでもなく本来市場価値に換算しにくい土地、労働、資本の市場商品化まで求めるモメンタムを孕む。政府は、社会的公正の維持と安定のために市場の暴力や失敗を制度的に制御しながらその「見える手」を積極的に活用する。ところが「社会主义市場経済」は、政府（党）の「見える手」が市場経済（資本移動、労働投入、技術開発）の枠組を決め、裁量的に介入する。中国経済では、鉱工業部門で、国有企业数は6%程度に減少しているが、資産額では50%弱、税負担では70%弱を担い、依然として大きな比重を占めている。いかに民営部門が成長の活力を生むとはいえ、繰り返し指摘されるゾンビ企業退出の遅れなど、効率的な資源配分が今後も持続的に実現されるか疑問が残るのである。特に一人当たりGDPが1万ドル前後になり、「中所得国の罠」に

ろは中国经济は、さほど急激な停滞に入る兆しを見せておらず大衆資本主義という点でソ連とはかなり違いが大きそうではある。しかしこの経済も、結局は「社会主义」と「市場経済」という異質な制度を接ぎ木したことにも長く苛まれるのかもしれない。

市場経済の強みは資源配分の効率性にあるが、その効率の追求はK・ポラニーを待つまでもなく本来市場価値に換算しにくい土地、労働、資本の市場商品化まで求めるモメンタムを孕む。政府は、社会的公正の維持と安定のために市場の暴力や失敗を制度、政策は大まかで、その実行は試行錯誤的、実験的である。鄧小平が1992年の南巡講話で「いいと思つたら1、2年やつてみてそれで大丈夫なら自由にやらせる。間違つたと思えば直せばいい。……強制しないし、なんとか運動なんか起こさない。やりたけりや、やりたいものがやりたいだけやる」と述べたのは、このプラグマティズムを指すであろう。他方の「民」側も概して政府への信頼感が低く、面従腹背的に法や政策を搔い潜って起業し、事業を拡大する。政府は様子をみてうまくいけば税、補助金その他で優遇し、税、上納金、人事で寄生する。大衆資本主義が隆盛を極め、同時に非効率な国有企业が存続する中国经济の強みも弱みも、この人的ネットワークによる統治（馴れ合い）から生じている。

陥らずに投資・輸出主導型から消費主導・内需型への転換ができるのだろうか。

社会主義市場経済は統制経済の印象があるが、中国の特徴はむしろ国有と非国有（民営）部門の関係の曖昧さ、党裁量の大

社会主義市場経済においては、資本（金融）、土地（市場は使用権のみ）、資源などの要素市場、川上の素材産業（鉄、電力、石油化学など）、川下の完成品産業では、国有部門が圧倒的に優位であって、それに依存する非国有部門の成長果実は国有部門に吸い上げられる構造がある。成長の原動

力である非国有（民営）部門の活動は、知的財産権などの形で法的に保護されることなく、その競争力への貢献には適正な対価が支払われることもないものである。本稿の関心は、この経済のあり方が現代国際経済の制度、規則、慣行に適合するのかどうかという点にある。

3. 権威主義的統治体制

中国の高度成長経済の問題も、結局この国が革命から生まれアインデンティティとして「社会主義」を脱き去ることができない

業化・開発戦略にとどまらない中国固有の体制モデルかも知れないのである。

それを考え方とする一つの論点は、中国史における封建制の問題であろう。とくに西欧、日本に典型的とされる封建制は、封土の授受を媒介とする契約による多元的秩序が例えば英國における王政と強力な議会、また日本の幕藩体制、さらに近代国家における権力分立、民主主義体制の発展を準備した。その意味で封建制の有無は中国の政治秩序を考える上で重要な意味を持つている。

研究者の間で未だに議論のある所のようだが、足立啓二の明、清期の中国に封建制体制、権威主義体制が強化される傾向にある。つまり中国の社会主義は、後発国の工

業化・開発戦略にとどまらない中国固有の体制モデルかも知れないのである。

それを考え方とする一つの論点は、中国史における封建制の問題であろう。とくに西欧、日本に典型的とされる封建制は、封土の授受を媒介とする契約による多元的秩序が例えば英國における王政と強力な議会、また日本の幕藩体制、さらに近代国家における権力分立、民主主義体制の発展を準備した。その意味で封建制の有無は中国の政治秩序を考える上で重要な意味を持つている。

この種の秩序を可能にする独特の政治観念の存在もしばしば言及される。著名な社会人類学者の費孝通の「差序格局」論である。近代国家は、基本的に政府と市民社会から二元的に構成され、権力もそれに拘束される「公」のルール、制度の発展を基盤としている。他方、差序格局論は、序列に基づく差別を秩序の基礎とするもので、親族を中心とした私的ネットワークとその拡大を秩序と考える。秩序は「己」を中心に家一村一國家一天下と同心円状に広がり、

国際秩序をめぐる米中の対立と協調

そこでは私の中に公があり、公の中に私が

あるというように、公と私が分化して両者

を法や制度が媒介するという関係はない。

近代以前の社会パターンであって発展とと

もに消滅するようと思われるかもしれない

が、中国の場合、改革開放以後、例えば人

民公社解体後の農村、郷鎮に叢生した同族企業、あるいは農民工の中にも親族、あるいは疑似親族的なネットワークが広がつているとする調査報告もあり、この秩序観の根深さを思わせるものがある⁽¹⁾。

これは国際秩序にも無関係ではない。習近平国家主席が2013年以降、しばしば口にする「中華民族」概念の形成にも、費孝通は関わっていた。1976年に毛沢東が亡くなった後、中国では国の形をどう考明（中華）を受容することによって「民族」という考え方を打ち出した。その重鎮となっていた費孝通は、中国の一体性、統一性の説明として、周辺が優れた文化を、中国を中心とする文化的共同体とした「民族」という考え方を打ち出した。

本来漢字文化圏を中心とする文化的共同体とされる中国を、清以来の版図を維持し、チベット、ウイグルなど異民族を含む一つの「民族」と把握する統合（帝国）イデオロギーであり、そこにも中国独自の秩序觀

が反映されているであろう。

ところでこの体制は、経済発展が続き、社会の自由化が進めば、体制不安も大きくなるジレンマを内在させているかもしれない。というのは「私」の不満が蓄積すれば、爆発的な政治参加が生じ、不連続に「公」秩序の変更を目指す動きになりかねないからである。近代でも「太平天国」以来、その例は少なくないし、思想的には易姓革命論のようにそれを肯定する議論もある。したがってこの社会は、常に体制の安全保障、

いい換えると「私」が「公」に向かわないよう、「寝ずの番」を強いられる。体制は二つの面を持つであろう。一つは、社会団体、企業の末端にまで党组织を設置して監視し、社会的には「普価（人権など普遍的価値）」タブーで思想を統制し、それを監視カメラと顔認証による、いわゆるデジタルレーニン主義で徹底することである。しかし他方で、体制に関わらない（非政治）生活領域では、大衆に「不自由」を感じさせない配慮も働いている。消費生活の豊かさ、中華民族復興の夢、腐敗摘発による力タルシスによって抑圧への不満が希釈され、諦念を伴う政治的無関心が醸成される。政治的無関心こそは、内外を問わず権威主義

体制が存続する基盤なのである。この両面は、馳こつこにならう。というのは、中国は香港、台湾、さらに華僑・華人社会のような直接統制できない体制原理の異なる中国人社会の動向に、常に脅かされるからである。

中国は、すでに国際社会と激しい摩擦、対立を抱えているが、以上にみたようにそれは中国の国内秩序に根ざすところが大きく、紛争を通じて国際社会に適応する可能性は大きくなっている。周辺への領域拡張、あるいは国内少数民族の抑圧は、中国の帝国的な民族観、国家観を反映しているのではないか。知財権の侵害、技術窃取、技術移転の強要は、法的に保護されない大衆資本主義、国家と民営企業の馴れ合いでは普通の商慣行かもしれない。国際社会からの批判で政府は比較的迅速に法を作成するが、社会はそれを容易に潜り抜けるから簡単には効果が上がらない。2019年春の全人代は外商投資法で強制的な技術移転を禁止したし、最高法院も知財紛争専門の法廷を設置した。しかしここれまでの法執行に不信を持つトランプ政権は実行を検証するメカニズムまで要求しているのである。

順応する可能性を高く見積もることはでき—— そうもない。

4、国際秩序のシナリオ

中国は成長率が低下しても中期的に台頭を続けるに違いない。他方、霸権衰退論も聞かれるとはいえ、米国も金融危機から最も早く抜け出して先進国の中で最も高い成長率を維持し、IT・デジタル経済、金融分野の世界的な巨大企業を有し、しかも先進国で唯一人口減少を免れる国家として、中国に匹敵する力を維持する可能性は高い。従って、力関係を見る限り米中は基本的に対立的な二極化のトレンドにある。⁽¹⁹⁾

ただしこの二極化は、「力の移行」論が示すパターンとは大分異なっている。従来の議論では、後発の台頭国が現行秩序を更なる成長への拘束と感じ、挑戦するところから優位国・追走国間の対立が深まると想定された。しかし現在は、中国の地位要求は強いが、霸権国たる米国も現行秩序に遙かに強い不満をいだき、攻撃的な現状変更を試みているのである。トランプ政権の米国は、「自国ファースト」を掲げ、長い間霸権国の役割と自認してきた公共財という

べき多国間合意（温暖化防止「パリ協定」、環太平洋経済連携協定（TPP）、北米自由貿易協定（NAFTA）など）から脱退し、重商主義的に二国間交渉を迫っている。戦後秩序の柱であった北大西洋条約機構（NATO）、G7も国際秩序を主導する力を失った。米国の中对中国に対する敵対的な要求は、霸権国役割拒否と繋い交ぜになり、どのような秩序像に立つものか、実に不透明なのである。

米国の中对中国への警戒心は今始まったものではない。オバマ政権は、中国を馴致すべく対話（「闇与」）しながらも、戦力のアジャア・シフト（pivot, rebalance）を打ち出していた。国防総省は「防衛改革イニシアティヴ（DII、2014）」を策定し、R・ワーカー国防次官補を中心に「第三のオフェセット（相殺）戦略」による対応に乗り出していた。

トランプ政権が示したのは、こういう中

國を馴致するという方針を捨て、正面から中国に挑むということである。中国を国際秩序の「修正主義国」と定義し（国家安全保障戦略、2017年12月）、ペンス副大統領は中国の軍事的脅威、宗教弾圧、貿易。

通貨分野のルール違反、さらには軍事計画へのスパイ、世論操作、学会への圧力を上げて対抗措置をとることを明らかにする（ハドソン研究所、2018年10月）。アジア再保障推進法（2018年12月）は「一帯一路構想」に対し「インド太平洋戦略（FOIP）」をもって巻き返すことを明らかにした。これらの戦略方針の下で米国は、外國投資リスク審査近代化法（2018年8月）、2019年度国防授権法の下での輸出管理改革法など、中国企業、団体、個人の活動を阻止する法を矢継ぎ早に策定する。こうして当初は対中貿易赤字の是正とみられていた動きは、実は中国の力を削ぎ、産業政策、国内制度の改革を要求する地政学的な行動であった。米国は第三国にも制裁への同調を迫っているから、徐々に冷戦期の対共産圏輸出統制委員会（COCOM）のような体制の構築に近づいていくようになる。米国の行動が今後の国際秩序のありようを考える上で見逃せない特徴なので

国際秩序をめぐる米中の対立と協調

ある。

中国の国際的不適合は、すでにみたように歴史的なものであり容易には変わらない。米国も異質な体制を頑なに許容しない。このような米中の力関係には今まで多く「ツキジデスの罠」が待ち受けている。しかし南シナ海、東シナ海、とりわけ台湾海峡では局地的な紛争はあり得るが、米中が全面戦争を決断する蓋然性は相当に低いであろう。両国は共に大陸国家であり、クラウゼヴィッツ的な戦争目的である互いに戦勝、占領によって意志を押しつけることはできそうもなく、長期の途轍もない消耗戦を強いられるのは自明である。加えて米中間にかつての米ソ間のような相互確証破壊（抑止）体制が合意されているわけではないが、最小限抑止は作用し、かつ今後中距離核戦力全廃条約（INF）を破棄した米国が、トマホークなど中距離ミサイルを配備することになれば、地域的な核抑止体制はより体系化される。そして米中が相互に最大の貿易、投資相手の一つであることは、かつての冷戦との決定的な違いである。相互に関税や制裁で関係を切断（decoupling）しても、両国が構築する第三国を含む密なサプライチェーンを完全に断ち

切ることはできそうもない。しかも国際秩序の当面の焦点たるアジア地域での戦略を展開する上で両国は共に弱みを抱えている。米国はアジアの域外国であり、関与の正統性を常に考慮しなければならない。中国の弱みは、ここに述べてきた事実上の一党独裁の国内体制、粗野な行動に対する周辺国の不信感を払拭できないことである。

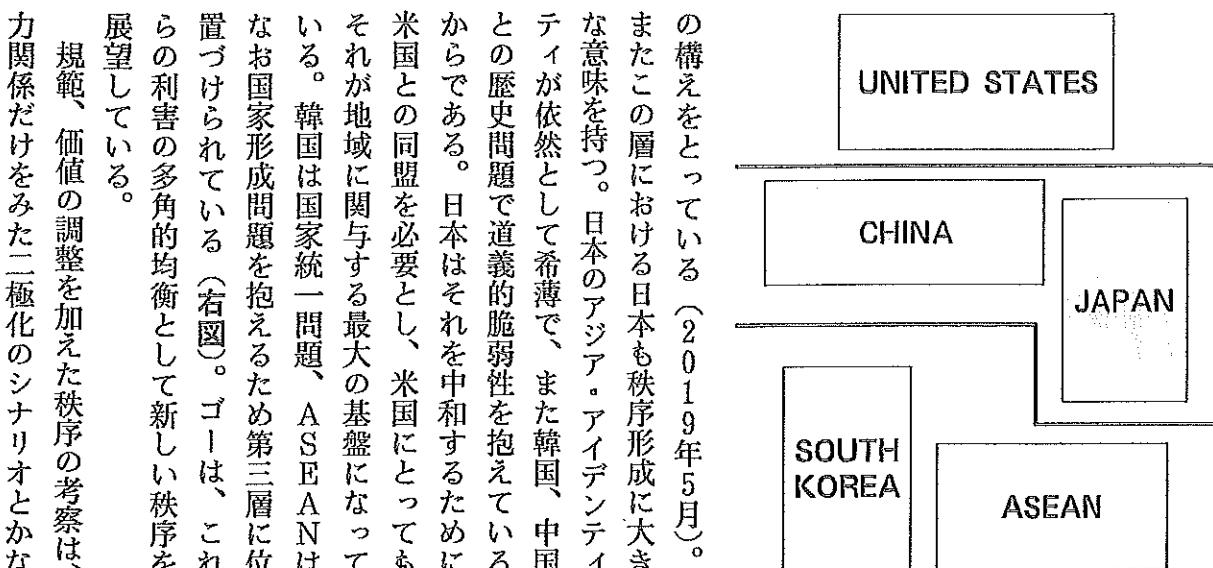
こうして米中関係は、力が拮抗しつつ互いに順応できないため膠着する。しかし先に述べたように互いに関係を隔絶すること

はできそうちなく、多くの第三国を巻き込んでいる以上、いずれ状況を管理せざるを得ない。それは、規範、価値を掲げた多数派工作の性格を帯びるから、最初に述べた E・ゴーのいう社会契約 (social compact) の再交渉という様相を呈するであろう。

そこでは安全保障・貿易・金融などの利害、信条・価値（歴史問題や道義）などをめぐる各国の利害が調整される。ゴーの著書は国内要因や信条・価値観などに注目する新古典派現実主義と呼ばれるアプローチに近く、変数が多いだけ明確な像を結ばないところがある。また刊行（2013年）以来、情勢はかなり変わった。それでも規範価値観を考慮する秩序論はなお有効と思え

るので、社会契約再交渉の重要な要因をゴー
ル参考に筆者なりに整理してみたい。基礎
になるのは、この地域の秩序はグローバル
な政治経済から切り離せないということで
ある。それは域外と密接な相互作用がある
というだけでなく、域内に自律的な安全保
障や金融の枠組みがなく、何よりも域内諸
国の地位競争が熾烈だからである。その結果
、域内諸国は近隣国よりも米国との関係
を優先し、米国を地域のメタ構造として組
み込む以外にない。

ゴーは中国と日本を第一層に位置づける。それは、一方で中国が安全保障など公共財供給能力が低く、秩序を主導しようとするば域内に集合的抵抗が生じる可能性が高いからである。他方、米国は北朝鮮問題対応のため中国を大国クラブのメンバーとせざるを得ず、他の域内諸国も過度に米国主導の自由主義秩序を避けるため中国を地域秩序の中に取り込みたいからである。中国の行動は、米国の地域からの排除ではなく、米国の影響力の希薄化を目指すものになるう。党中央は「対抗せず、冷戦せず……」を対米方針（2018年12月）とし、習近平総書記は「新しい長征」を掲げて対決上りは慎重に探り（probe）を入れる持久戦



り異なる面があることが示唆される。最も重要な含意は、中国台頭による秩序移行は意外なほど保守的だということであろう。中国がアメリカにとつて代わるとか、二つの対等な秩序が並立するということはなさそうである。それは地域諸国の利害関心が、現状以上に望ましい秩序が見通せないからであり、消去法的選択の結果である。中国主導の秩序にはほとんどの国が不満であるが、米国に偏った秩序も望まれない。現実にはロシア、インド、豪州、北朝鮮、台湾などが関わるから「社会契約」の交渉はゴーの検討よりも遙かに複雑なものになるが、構図の重要な面は捉えられていよう。

分析のもう一つの含意は、中国の体制を考えると実はこの再交渉は当面終わりのないプロセスかもしないということである。この秩序は常に協調と対立が入り交じり流動的なのである。安全保障については米を中心同同盟国、友好国との連携構築、抑止力強化、軍備競争、危機管理能力強化のきな臭い競争が絶え間なく続く。他方、規範や価値観をめぐっては、多国間制度、あるいはパートナーシップの形成における継続的な多数派工作になる。それは米国が同盟諸国、友好国との連携強化（インド太平

洋戦略）で中国の脅威を中立化できると考え、中国はそれに対し上海協力機構（SCO）やアジアインフラ投資銀行（AIIB）、「一帯一路構想（BRI）」などの代替的多国間制度で影響力の拡大を模索するからである。^④

「社会契約」が大きく変わるシナリオはいくつも考えられる。しかし中国の国内体制が国際秩序にとって異質であり、アジア諸国が互いに相手の得点拒否行動をとり、それゆえ米国のリーダーシップを必要とする限り、力関係の変化に関わらずの構図が維持される可能性は高い。

●注

1 岩田一政「通貨高求める米圧力で日本の経験中国に伝授」ブルームバーグ、2018年4月11日。
<<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2018-04-11/P70E4N6KLUR401>>.

2 R.Aron, "The Anarchical Order of Power," S.Hoffmann, ed., *Contentions of World Order*, Simon & Schuster, 1966.

3 G.Organski, *World Politics* (Ch.12), Alfred A. Knopf, 1958.

4 D・ロング、P・ウィルソン、宮本盛太郎・閔静雄訳『危機の20年と思想家たち』ミネルヴァ書房、2002年。

5 E.Haas, *Beyond the Nation State*, Stanford University Press, 1964; R.Keohane, *After Hegemony*, Princeton University Press, 1984.

国際秩序をめぐる米中の対立と協調

- 6 Evelyn Goh, *The Struggle for Order: Hegemony, Hierarchy, & Transition in post-Cold War East Asia*, Oxford University Press, 2013.
- 7 公文俊平『転換期の世界』講談社学術文庫、1978年。村上泰亮『反古典の政治経済学』上巻、中央公論社、1992年。
- 8 丸川知雄『チャイニーズドリーム——大衆資本主義が世界を変える』ちくま新書、2013年。渡辺真理子編『中国の産業はどのように発展してきたか』勁草書房、2013年。
- 9 梶谷懷、『中国経済講義』中公新書、2018年。
- 10 Paul Krugman, "The Myth of Asia's Miracle," *Foreign Affairs*, November/December, 1994.
- 11 K.ボーリー、野口建彦・橋原学訳『大転換』東洋経済新報社、2009年。
- 12 「通商白書（2018年度版）」。<<https://www.mext.go.jp/report/tsuhaku2018/2018honbun/i2310000.html>>。（2019年7月21日）。
- 13 毛里和子『現代中国政治』新版、名古屋大学出版会、2004年。
- 14 梶谷、前掲書、2018年。
- 15 足立啓一『明清中國の経済構造』汲古書院、2012年。同『專制國家史論』柏書房、1998年。
- 16 梶谷懷『日本と中国、「脱近代」の誘惑』太田出版、2015年、220頁以下。
- 17 花澤聖子「近代化政策下における中国農村の差序格局」『神田外語大学紀要』22巻、2010年3月。梶谷前掲書、2015年。
- 18 費孝通、西沢治彦ほか訳『中華民族の多元一体構造』風響社、2008年。平野聰「中華民族」の国家と少数民族問題』高原明生ほか編『東大塾社会人のための現代中国講義』東京大学出版会、2014年。平野聰『大清帝國と中国の混迷（興亡の世界史17）』講談社、2007年。
- 19 日本経済新聞、2019年7月26日「経済教室」。
- 20 G.アリソン、藤原朝子訳『米中戦争前夜』ダイヤモンド社、2017年。
- 21 Kristine Lee and Alexander Sullivan, *People's Republic of the United Nations: China's Emerging Revisionism in International Organization*, Center for New American Security, May, 2019.



日中共同企画

〈日本編〉

李寅生著 宇野直人 松野敏之 監訳

日本の漢詩はどのように展開したのか。
独自の視点で選出した日本漢詩440首
に清新な解説を付し、その特質・魅力
を広く中国に紹介した中文書の翻訳。

A5判 並製 858頁 本体 5,000円+税

漢詩名作集成

〈中華編〉

宇野直人著

ラジオの漢詩講座で好評を博した著者の名講義を再現。詩經から魯迅までの名作・佳篇431首を厳選し、流麗な訳、丁寧な解説を施した愛好家待望の書。

A5判 並製 1120頁 本体 6,000円+税

株式会社 明徳出版社 〒167-0052 東京都杉並区南荻窪1-25-3 TEL 03(3383)6247 FAX 03(3247)4134
ホ・ムバージ <http://ir2.e-melitoku.com/> メール info@melitokushuppan.co.jp